

令和3年度 新型コロナウイルス感染症に関する第5次追加対策（その6）

国 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の補正予算成立，オミクロン株の市中感染を確認
 北海道 11/1～警戒ステージ1に移行，オミクロン株を確認
 旭川市 冬の感染拡大防止に向けて，基本的な感染防止行動の実践

旭川市の現状 ●新規感染者数の減少

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金や旭川市事業継続応援支援金等を追加

令和4年1臨・補正予算規模 72.7億円（一般財源 1.5億円）[地方創生臨時交付金対象 交 1.5億円（一般財源 1.5億円）]

	<追加前>	<追加分（1臨）>	<追加後>
補正予算規模	62.6億円（一般 10.1億円）+	72.7億円（一般 1.5億円）	→ 135.3億円（一般 11.6億円）
うち地方創生臨時交付金対象	12.3億円（一般 9.8億円）+	1.5億円（一般 1.5億円）	→ 13.8億円（一般 11.3億円）

<経済対策（生活者）>

補正額 71億2千万円（一般 0千万円）
 [交 0千万円（一般 0千万円）]

(1) 国 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給 **新規**
 【補正額】 70億8千万円（一般 0千万円）

- * 対象世帯
 - ① 令和3年12月10日において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
 - ※ 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。
 - ② 新型コロナウイルスの影響で家計が急変し，①の世帯と同様の事情があると認められる世帯
- * 支給額 1世帯当たり10万円
- * 申請方法及び支給開始時期
 - ・ ①の世帯のうち，2月7日頃から順次送付される確認書を返送した世帯は，2月中旬から支給開始。
 - ・ ①の世帯のうち，経済状況により早急に支給を必要とする世帯などでホームページからダウンロードした申請書を提出した世帯は，1月末から支給開始（1月21日から受付）。
 - ・ ②の世帯は申請書を提出，1月末から支給開始（1月21日から受付）。

(2) 国 生活困窮者自立支援金の支給 **拡充**
 【補正額】 3千万円（一般 0千万円）

- * 対象世帯 総合支援資金の「再貸付を終了した世帯」から，「初回の貸付を終了した世帯」に拡充
 - ※ 要件を満たす世帯には2回目の支給（3か月）
- * 支給月額 単身世帯:6万円，2人世帯:8万円，3人以上世帯:10万円
- * 申請方法 対象世帯に送付される申請書を返送

<経済対策（事業者）>

補正額 1億5千万円（一般 1億5千万円）
 [交 1億5千万円（一般 1億5千万円）]

(1) 交 旭川市事業継続応援支援金
 【補正額】 1億5千万円（一般 1億5千万円）

※ 申請件数の増加に伴う追加補正

- * 緊急事態措置等により一定の売上減少があり，月次支援金や道特別支援金 B，C の給付が決定した旭川市内に本社・本店のある事業者に対し，市独自に支援金を上乗せして支給
- * 法人:最大20万円 個人:最大10万円

※端数処理により合計値が合わない場合があります。